



三重県公報

令和6年8月13日 (火)

第 540 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
	告 示		
569	令和6年度クリーニング師試験の実施	(食 品 安 全 課)	2
570	農林水産部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示	(農林水産財務課)	2
571	保安林の指定施業要件の変更に係る通知	(治 山 林 道 課)	4
572	同伴	(同)	5
573	漁業災害補償法の規定による区域及び区分の設定の一部を改正する告示	(水 産 振 興 課)	8
	海 調 委 告 示		
4	遊漁のまき餌釣り等についての委員会指示	(海区漁業調整委員 会)	10
	特 定 調 達 公 告		
	落札者を決定した旨	(教 育 委 員 会)	11
	同伴	(同)	12

告 示

三重県告示第 569 号

クリーニング業法（昭和 25 年法律第 207 号）第 7 条第 1 項の規定により、令和 6 年度クリーニング師試験を次のとおり実施します。

令和 6 年 8 月 13 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 試験の日時及び場所

年 月 日	時 間	場 所
令和 6 年 11 月 14 日 (木)	学科試験 午前 10 時から正午まで	津市栄町 1 丁目 891 三重県合同ビル 1 階 G101 会議室
	実技試験 午後 1 時 30 分から午後 4 時 30 分まで	津市新東町塔世 826 番地 三重県クリーニング生活衛生同業組合会議室

2 試験科目

- (1) 衛生法規に関する知識
- (2) 公衆衛生に関する知識
- (3) 洗たく物の処理に関する知識及び技能

3 受験資格

学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 57 条に規定する者又はこれらの者と同等以上の学力があると認められる者

4 受験手続

(1) 受付期間

令和 6 年 9 月 24 日（火）から同年 10 月 7 日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除きます。）

(2) 受付場所

県内居住者は居住地又は業務地を所管する保健所又は四日市市保健所、県外居住者は県内の最寄りの保健所又は四日市市保健所

(3) 提出書類

ア 受験申込書（クリーニング師試験受験申込書）

イ 履歴書

ウ 学校教育法第 57 条に規定する者又はこれらの者と同等以上の学力があると認められる者であることを証明する書類（写しを提出する場合は、原本も同時に持参してください。）

エ 写真（縦 4.5 c m、横 3.5 c mで、受験申込前 6 月以内に正面、上半身及び脱帽で撮影したもの。写真裏面に撮影年月日及び氏名を記載してください。）

オ ウの書類に記載されている氏名を変更した者については戸籍抄本

カ 受験手数料 7,000 円（三重県収入証紙によることとします。）

5 受験についての問い合わせ先

各保健所若しくは四日市市保健所又は三重県医療保健部食品安全課

三重県告示第 570 号

農林水産部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 6 年 8 月 13 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

農林水産部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

農林水産部関係補助金等交付要綱（平成 24 年三重県告示第 249 号）の一部を次のように改正する。

別表 1(4)の表中第 9 号の項を削り、第 10 号の項を第 9 号の項とし、第 11 号の項から第 13 号の項までを 1 項ずつ繰り上げ、第 14 号の項（E）の欄を次のように改め、同項を第 13 号の項とする。

市町

別表 1(4)の表中第 15 号の項を第 14 号の項とし、第 16 号の項を第 15 号の項とする。

別表1(10)の表第1号の項（C）の欄から（E）の欄までを次のように改める。

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領等に基づいて行う次の事業に要する経費	事業費の1/2以内。ただし、鳥獣被害対策実施隊が中心となつて行う取組等については、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領に定める範囲内で定額	推進事業にあつては、地方公共団体、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、試験研究機関、狩猟者団体等関係機関、集落の代表者等で構成される組織又は団体であつて、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある協議会（以下「協議会」という。）等鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領で定める者
1 推進事業		
2 整備事業（ハード整備）	事業費の1/2以内。ただし、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領で定める地域にあつては、事業費の55/100以内（侵入防止柵の自力施工を行う場合は、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領に定める範囲内で定額）	整備事業にあつては、協議会又はその構成員等鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領で定める者
3 緊急捕獲活動支援事業	定額（ただし、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領に定める上限単価以内とする。）	緊急捕獲活動支援事業にあつては、協議会又はその構成員である市町
4 シカ特別対策等事業	定額（ただし、限度額及びシカの集中捕獲については、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領に定める限度額及び上限単価以内とする。）	シカ特別対策等事業にあつては、協議会又はその構成員である市町

別表1(11)の表第1号の項（E）の欄中「林業経営体」を「林業経営者」に改め、同表第2号の項（E）の欄中「林業経営体」を「林業経営者」に改め、同表に次のように加える。

20	災害に強い森林再生事業費補助金	災害に強い森林づくりに向けて、植栽や下刈り、鳥獣害防止施設等の整備を支援する。	1 森林防災機能回復支援事業	定額	森林所有者、森林組合等、森林経営計画の認定を受けた者、特定間伐等促進計画の実施主体者、意欲と能力のある林業経営者
			2 森林再生力強化対策事業	定額	市町、森林所有者、森林組合等、

					森林経営計画の認定を受けた者、特定間伐等促進計画の実施主体者、意欲と能力のある林業経営者、認定林業事業体、選定経営体
--	--	--	--	--	--

別表 1(15)の表第 4 号の項を削る。

別表 1(16)の表の次に次の一表を加える。

(17) 全国豊かな海づくり大会推進プロジェクトチーム関係

区分	(A) 補助金等の名称	(B) 補助金等の交付の 目的	(C) 補助事業等の内容	(D) 補助額又は補助 (交付)率	(E) 補助対象者
1	第 44 回全国豊かな海づくり大会 三重県実行委員会負担金	令和 7 年秋季に開催される第 44 回全国豊かな海づくり大会に向けて、大会の実施体制を整えとともに開催へ向けた気運の醸成を図る。	第 44 回全国豊かな海づくり大会の開催に要する経費	定額	第 44 回全国豊かな海づくり大会 三重県実行委員会

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の農林水産部関係補助金等交付要綱の規定は、令和 6 年度分の補助金等から適用する。

三重県告示第 571 号

次の者に係る森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 2 の規定による保安林の指定施業要件を変更する旨に係る通知は、所在不分明のため通知することができないので、同法第 189 条の規定により、その通知の内容を伊賀市役所の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

令和 6 年 8 月 13 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

第 1

1 通知することができない者の氏名

稲垣 吉永

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

伊賀市馬田字登龍 1327 の 2、字湯賀野 1398 の 5

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ロ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 2

1 通知することができない者の氏名

宮本 寛

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

伊賀市馬田字湯賀野 1390 の 2、1432 の 11

- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

第 3

- 1 通知することができない者の氏名
森田 末吉
- 2 通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
伊賀市馬田字湯賀野 1391 の 4
 - (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び伊賀市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 572 号

次の者に係る森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 2 の規定による保安林の指定施業要件を変更する旨に係る通知は、所在不分明のため通知することができないので、同法第 189 条の規定により、その通知の内容を伊賀市役所及び名張市役所の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

令和 6 年 8 月 13 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

第 1

- 1 通知することができない者の氏名
中森 正明
- 2 通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
伊賀市音羽字向峯 1213 の 10
 - (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 2

1 通知することができない者の氏名

高柳 武

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

伊賀市島ヶ原字上長野 2210

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

第 3

1 通知することができない者の氏名

福岡 久司

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

伊賀市島ヶ原字上長野 2215

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

第 4

1 通知することができない者の氏名

永岡 敏美

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

伊賀市島ヶ原字上長野 2218、2224、2224 の 1

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 5

- 1 通知することができない者の氏名
森本 隆夫
- 2 通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
名張市安部田字下水越 1724、1727
 - (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第 6

- 1 通知することができない者の氏名
滝川 こふじ
- 2 通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
名張市安部田字下水越 1731
 - (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第 7

- 1 通知することができない者の氏名
結城 和雄
- 2 通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
伊賀市霧生字冷ヶ窪 2122（次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第 8

- 1 通知することができない者の氏名
結城 正教

2 通知の要旨

- (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
伊賀市霧生字冷ヶ窪 2124（次の図に示す部分に限る。）、2134 の 3、2134 の 6
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第 9

- 1 通知することができない者の氏名
北川 康司
- 2 通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
伊賀市霧生字冷ヶ窪 2137 の 1、2137 の 3
 - (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第 10

- 1 通知することができない者の氏名
北川 博美
- 2 通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
伊賀市霧生字冷ヶ窪 2140
 - (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 573 号

漁業災害補償法の規定による区域及び区分の設定(平成 14 年三重県告示第 749 号)の一部を次のように改正し、

公表の日から施行します。

なお、施行日前に責任期間が始まる共済契約については、なお従前の例によるものとします。

令和 6 年 8 月 13 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

表中

桃取町区域 (鳥羽磯部漁業協同組合の地区のうち桃取町の地区)	① 小型底びき網漁業(10 トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業。) ② 小型刺網漁業 (10 トン未満の漁船により主として刺網を使用して営む漁業。) ③ 小型釣りはえなわ漁業(10 トン未満の漁船により主として釣り及びはえなわを使用して営む漁業。) ④ 小型簗漁業 (10 トン未満の漁船により主として簗を使用して営む漁業。) ⑤ ①、②、③及び④以外の漁業
-----------------------------------	---

を

桃取町区域 (鳥羽磯部漁業協同組合のうち桃取町の地区)	① 小型底びき網漁業 (総トン数 10 トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業) ② 小型刺網漁業 (総トン数 10 トン未満の漁船により主として刺網を使用して営む漁業) ③ 小型釣りはえなわ漁業 (総トン数 10 トン未満の漁船により主として釣り及びはえなわを使用して営む漁業) ④ 小型簗漁業 (総トン数 10 トン未満の漁船により主として簗を使用して営む漁業) ⑤ ①、②、③及び④以外の漁業
--------------------------------	---

に改め、

菅島区域 (鳥羽磯部漁業協同組合のうち菅島の地区)	① 小型一本釣り漁業 (総トン数 10 トン未満の漁船により主として一本釣りを使用して営む漁業。) ② 小型底刺網漁業 (総トン数 10 トン未満の漁船により主として底刺網を使用して営む漁業。) ③ 小型ひき縄漁業 (総トン数 10 トン未満の漁船により主としてひき縄を使用して営む漁業。) ④ ①、②及び③以外の漁業
神島区域 (鳥羽磯部漁業協同組合の地区のうち神島の地区)	① 小型刺網漁業 (10 トン未満の漁船により主としてえび刺網を使用して営む漁業。) ② 小型一本釣り漁業 (10 トン未満の漁船により主として一本釣りを使用して営む漁業。) ③ 機船船びき網漁業 (合計総トン数 20 トン以上 40 トン未満の漁船によるものをいう。) ④ 中型まき網漁業 ⑤ ①、②、③及び④以外の漁業
石鏡・国崎区域 (鳥羽磯部漁業協同組合の地区のうち石鏡及び国崎の地区)	① 小型定置漁業 (共同漁業権の内容である定置漁業であって落とし網を使用するものをいう。) ② その他の定置漁業 (共同漁業権の内容である定置漁業のうち小型定置漁業以外のものをいう。)
相差区域 (鳥羽磯部漁業協同組合の地区のうち相差の地区)	① 小型刺網漁業 (10 トン未満の漁船により主としてえび刺網を使用して営む漁業。) ② 定置漁業 (雑魚定置漁業及び小型定置漁業。) ③ その他の定置漁業 (共同漁業権の内容である定置漁業のうち小型定置漁業以外のものをいう。) ④ ①、②及び③以外の漁業

を

菅島区域 (鳥羽磯部漁業協同組合のうち菅島の地区)	① 小型一本釣り漁業 (総トン数 10 トン未満の漁船により主として一本釣りを使用して営む漁業) ② 小型底刺網漁業 (総トン数 10 トン未満の漁船により主として底刺網を使用して営む漁業) ③ 小型ひき縄漁業 (総トン数 10 トン未満の漁船により主としてひき縄を使用して営む漁業)
------------------------------	--

	④ ①、②及び③以外の漁業
神島区域 (鳥羽磯部漁業協同組合のうち 神島の地区)	① 小型刺網漁業(総トン数 10 トン未満の漁船により主としてえび刺網を使用して営む漁業) ② 小型一本釣り漁業(総トン数 10 トン未満の漁船により主として一本釣りを 使用して営む漁業) ③ 機船船びき網漁業(合計総トン数 20 トン以上 40 トン未満の漁船によるものを いう。) ④ 中型まき網漁業 ⑤ ①、②、③及び④以外の漁業
浦村区域 (鳥羽磯部漁業協同組合のうち 浦村の地区)	① 小型刺網漁業(総トン数 10 トン未満の漁船により主としてえび刺網を使用して 営む漁業) ② 小型一本釣り漁業(総トン数 10 トン未満の漁船により主として一本釣りを使用 して営む漁業) ③ 一本釣り漁業(総トン数 10 トン以上 20 トン未満の漁船により主として一本釣 りを使用して営む漁業) ④ その他の定置漁業(共同漁業権の内容である定置漁業をいう。) ⑤ ①、②、③及び④以外の漁業
石鏡・国崎区域 (鳥羽磯部漁業協同組合のうち 石鏡及び国崎の地区)	① 小型定置漁業(共同漁業権の内容である定置漁業であって落とし網を使用する ものをいう。) ② その他の定置漁業(共同漁業権の内容である定置漁業のうち小型定置漁業以外 のものをいう。)
相差区域 (鳥羽磯部漁業協同組合のうち 相差の地区)	① 小型刺網漁業(総トン数 10 トン未満の漁船により主としてえび刺網を使用し て営む漁業) ② 定置漁業(雑魚定置漁業及び小型定置漁業) ③ その他の定置漁業(共同漁業権の内容である定置漁業のうち小型定置漁業以外 のものをいう。) ④ ①、②及び③以外の漁業

に改める。

海 調 委 告 示

三重海区漁業調整委員会告示第 4 号

三重県海面における遊漁のまき餌を使用して行う釣り及びまき餌釣りに係る遊漁案内行為(以下「遊漁のまき餌釣り等」といいます。))について、漁業法(昭和 24 年法律第 267 号)第 120 条第 1 項の規定により、次のとおり指示します。

令和 6 年 8 月 13 日

三重海区漁業調整委員会会長 小 川 和 久

1 共同漁業権漁場における制限

別表の漁場(漁協名の欄に掲げた免許番号の共同漁業権漁場の全域又は一部の区域内及び共同漁業権漁場に隣接する区域)においては、同表禁止行為の欄に掲げる行為をしてはなりません。ただし、共同漁業権者が認めた区域については、この限りではありません。

2 区画漁業権漁場における制限

区画漁業権漁場(藻類養殖漁場を除きます。)内においては、遊漁のまき餌釣り等をしてはなりません。ただし、漁業権者が認めた区域については、この限りではありません。

なお、真珠養殖漁場については、漁業権者及び当該漁場が位置する共同漁業権者の双方が認めた区域とします。

3 遊漁者及び遊漁船業を営む者は、漁業者の行う採捕行為を妨げてはなりません。

4 遊漁者及び遊漁船業を営む者は、本委員会が行う本指示の遵守状況の調査に当たっては、これに応じなければなりません。

5 この指示の有効期間は、令和 6 年 9 月 1 日から令和 7 年 8 月 31 日までとします。

別表

漁場の位置	漁協名(免許番号)	禁止区域	禁止行為
伊勢市及び鳥羽市地先	伊勢湾漁協及び鳥羽磯部漁協(三重共第 25 号)	全 域	あみ(おきあみを含

鳥羽市地先	鳥羽磯部漁協（三重共第 26 号、28 号、30 号、31 号、32 号、34 号、35 号、36 号、37 号、38 号、39 号、40 号、41 号、42 号、43 号、44 号、46 号、47 号、49 号、50 号、51 号、53 号）	全 域	みます。）を使用した遊漁のまき餌釣り等
志摩市地先（英虞湾）	三重外湾漁協（三重共第 73 号、75 号、78 号、80 号、82 号、85 号、86 号、89 号、90 号、91 号、92 号、93 号）	全 域	
志摩市地先（外海）	三重外湾漁協（三重共第 65 号、66 号、69 号、70 号、71 号、72 号、74 号、76 号、83 号、94 号）	全 域	
	三重外湾漁協（三重共第 77 号、79 号、81 号、84 号、87 号、88 号）	全域及び隣接区域（別掲）	
紀北町地先	三重外湾漁協（三重共第 128 号）	全 域	
	三重外湾漁協（三重共第 129 号）	一部（別掲）	
熊野市地先	熊野漁協（三重共第 149 号、150 号、151 号、152 号、154 号）	全 域	
御浜町地先	紀南漁協（三重共第 155 号）	一部（別掲）	

別掲

三重共第 77 号、79 号、81 号、84 号、87 号、88 号に隣接する区域	次に掲げる点A、B、C、D、E、F、G、H、I、Jの各点を順次結んだ線と三重共第 77 号、79 号、81 号、84 号、87 号、88 号の沖合側境界線によって囲まれた区域 点A 北緯 34 度 14 分 59 秒 東経 136 度 52 分 24 秒 点B 北緯 34 度 14 分 31 秒 東経 136 度 53 分 07 秒 点C 北緯 34 度 12 分 54 秒 東経 136 度 50 分 31 秒 点D 北緯 34 度 11 分 34 秒 東経 136 度 49 分 33 秒 点E 北緯 34 度 10 分 51 秒 東経 136 度 48 分 17 秒 点F 北緯 34 度 10 分 50 秒 東経 136 度 47 分 30 秒 点G 北緯 34 度 11 分 45 秒 東経 136 度 46 分 09 秒 点H 北緯 34 度 13 分 37 秒 東経 136 度 45 分 27 秒 点I 北緯 34 度 14 分 23 秒 東経 136 度 43 分 15 秒 点J 北緯 34 度 15 分 54 秒 東経 136 度 43 分 28 秒
三重共第 129 号	次に掲げる区域 ①後島最大高潮時海岸線から半径 250 メートル以内 ②小エスキ島最大高潮時海岸線から半径 250 メートル以内
三重共第 155 号	①次に掲げる点A、B、C、Dの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点A 北緯 33 度 47 分 23 秒 東経 136 度 02 分 28 秒 点B 北緯 33 度 47 分 10 秒 東経 136 度 02 分 41 秒 点C 北緯 33 度 47 分 30 秒 東経 136 度 02 分 46 秒 点D 北緯 33 度 47 分 36 秒 東経 136 度 02 分 31 秒 ②次に掲げる点A、B、C、D、E、F、G、Hの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点A 北緯 33 度 47 分 34 秒 東経 136 度 03 分 01 秒 点B 北緯 33 度 47 分 31 秒 東経 136 度 03 分 18 秒 点C 北緯 33 度 47 分 14 秒 東経 136 度 03 分 39 秒 点D 北緯 33 度 47 分 08 秒 東経 136 度 04 分 24 秒 点E 北緯 33 度 47 分 39 秒 東経 136 度 04 分 38 秒 点F 北緯 33 度 47 分 47 秒 東経 136 度 03 分 44 秒 点G 北緯 33 度 48 分 04 秒 東経 136 度 03 分 23 秒 点H 北緯 33 度 48 分 06 秒 東経 136 度 03 分 06 秒

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 12 条の規定により公告します。

令和 6 年 8 月 13 日

三重県教育委員会教育長 福 永 和 伸

- 1 特 定 役 務 の 名 称 三重県小中学校ネットワークシステムに係るサーバ機器等の調達
- 2 担 当 部 局 三重県津市広明町 13 番地
三重県教育委員会事務局教育総務課
- 3 落 札 者 決 定 日 令和 6 年 7 月 2 日

4	落札者	三重県松阪市大口町 52 番地 7 株式会社ネットエージェント 代表取締役 奥田 守
5	落札金額	入札価格 30,573,900 円 契約金額 33,631,290 円
6	決定手続	一般競争入札
7	入札公告日	令和 6 年 5 月 21 日

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 12 条の規定により公告します。

令和 6 年 8 月 13 日

三重県教育委員会教育長 福 永 和 伸

1	特定役務の名称	三重県小中学校ネットワークシステムに係る認証システム等の再構築業務
2	担当部局	三重県津市広明町 13 番地 三重県教育委員会事務局教育総務課
3	落札者決定日	令和 6 年 7 月 8 日
4	落札者	三重県伊勢市神田久志本町 1042 番地 株式会社サイバーウェイブジャパン 代表取締役 西岡 眞
5	落札金額	入札価格 25,980,000 円 契約金額 28,578,000 円
6	決定手続	一般競争入札
7	入札公告日	令和 6 年 5 月 21 日

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
